

(13) 平成 24 年度診療報酬改定関係「疑義照会票（質問票）」について

全国 8 カ所の地方厚生局のホームページ上における「疑義照会票（質問票）」についての記載は次の通りです。

①北海道厚生局

◇該当ページ

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu/h24_index.html

◇質問票(3 形式あり)

ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu/documents/h24_shitsumon.doc

一太郎

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu/documents/h24_shitsumon.jtd

PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu/documents/h24_shitsumon.pdf

②東北厚生局

(※参考までに質問票を記載しています)

◇該当ページ

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu_ka/shido_kansa/h24_kaitei.html

◇質問票(2 形式あり)

エクセル

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu_ka/shido_kansa/kaisei/09.xls

PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu_ka/shido_kansa/kaisei/09.pdf

③関東信越厚生局

* 編集部で確認しましたがウェブ上での記載がありません (2012 年 7 月上旬時点)

④東海北陸厚生局

◇該当ページ

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu_h24.html

◇疑義照会票(2 形式あり)

ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/shinryohoshu_yoshiki.doc

PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/shinryohoshu_yoshiki.pdf

⑤近畿厚生局

(※参考までに疑義照会票を記載しています)

◇該当ページ

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh24.html

◇疑義照会票(2 形式あり)

ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu/h24/giji.doc

PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshu/h24/giji.pdf

⑥中国四国厚生局

*編集部で確認しましたがウェブ上での記載がありません (2012 年 7 月上旬時点)

⑦四国厚生支局

◇該当ページ

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/index.html

◇疑義照会票(各県×2形式あり)

香川県ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/kagawa.doc

香川県 PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/kagawa.pdf

徳島県ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/tokushima.doc

徳島県 PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/tokushima.pdf

愛媛県ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/ehime.doc

愛媛県 PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/ehime.pdf

高知県ワード

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/kochi.doc

高知県 PDF

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohosyu_h24/documents/kochi.pdf

⑧九州厚生局

*編集部で確認しましたがウェブ上での記載がありません(2012年7月上旬時点)

なお、各地方厚生局の管轄地域（都道府県）は次のようになっています。

地方厚生局名	管轄地域（都道府県名）
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
四国厚生支局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

平成24年度 診療(調剤)報酬改定にかかる質問票

質問年月日 平成 年 月 日 [医科 ・ 歯科 ・ 調剤] いずれかに○を付してください

照会者	保険医療機関コード または保険薬局コード		
	保険医療機関名称 または保険薬局名称		
	連絡先	電話番号	() —
		課または係名	
担当者氏名			

(質問内容) [区分:]

※ 診療報酬改定に関する照会については、この質問票を使用し、質問事項の区分(例:A001等)および質問内容を記載のうえ、ファクシミリまたは郵便により送付してください。
 ※ 質問票には質問事項1つを記載し、質問が複数ある場合は、それぞれについて質問票を記載してください。

ファクシミリの送信先・郵送先は次のとおりです

管 轄	事 務 所 名	ファクシミリ番号	所 在 地
青森県	東北厚生局 青森事務所	017-724-9202	〒030-0862 青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階
岩手県	東北厚生局 岩手事務所	019-907-9072	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階
宮城県	東北厚生局 指導監査課	022-726-9268	〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
秋田県	東北厚生局 秋田事務所	018-800-7078	〒010-0921 秋田市大町3-4-1 マニュアルプレイス秋田2階
山形県	東北厚生局 山形事務所	023-609-0139	〒990-0039 山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階
福島県	東北厚生局 福島事務所	024-503-5032	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階

平成 24 年度診療報酬改定関係疑義照会票（兼：送信票）

* 整理等の都合上、お手数ですが、疑義照会票1枚につき1内容の照会としていただきますようご協力願います。

★ 手順1 【照会元】及び【宛先】について、次の①から⑨に記入願います。

【照会元】	① 照会日	月 日	【宛先】	↓ ○をした事務所等
② 病院・診療所・薬局の名称			⑨ ご照会元の所在地の府県に○ →	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井(福井事務所) FAX:0776-25-5375 ・ 滋賀(滋賀事務所) FAX:077-526-8116 ・ 京都(京都事務所) FAX:075-256-8684 ・ 大阪(指導監査課) FAX:06-4791-7355 ・ 兵庫(兵庫事務所) FAX:078-325-8928 ・ 奈良(奈良事務所) FAX:0742-25-5522 ・ 和歌山(和歌山事務所) FAX:073-421-8315
③ 医療機関・薬局コード				
④ 病院・診療所・薬局の所在地 (※府県名から)				
⑤ ご担当者氏名				
⑥ ご連絡先	・ 電話 (— —)			
	・ FAX (— —)			
⑦ 送付枚数 (※本紙含む)	枚	⑧ インターネット 閲覧環境 (※いずれかに○)		

★ 手順2 照会の区分、区分番号、照会項目を、次の①から③に記入願います。

① 区 分 (※いずれかに○)	医科 ・ 歯科 ・ 薬局 その他()	② 区分番号 (例) 再診料の場合…「A001」	
③ 照会項目 (※いずれかに○)	算定方法関係 ・ 施設基準届出関係 ・ DPC関係 ・ その他()		

★ 手順3 照会する内容を、次の①及び②に記入願います。(1枚につき1内容)

【①照会件名】 (※点数等の具体的名称について記載してください。【例:A001 再診料の時間外対応加算について】)

【②具体的な内容】 (※照会する内容について、具体的に記載願います。スペースが不足する場合は別紙(様式自由)に記載してください。また、添付資料がある場合は必要な資料を添付してください。)

★ 手順4 この照会票を、郵送又はFAXにて【宛先】の事務所等へ送付願います。

※FAXは混雑することが予想されますので、お手数ですが、郵便での送付にご協力願います。
 ※回答については、電話又は疑義解釈資料の近畿厚生局ホームページ掲載により行います。
 内容によっては、回答にお時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

受付印

【以下、厚生局使用欄(記入不要)】

照会元への回答日	月 日	回答方法	電話 ・ その他()
※医療課進達日	月 日	※医療課回答日	月 日